

令和3年10月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
(うちガストーチ1件) | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
(うちスピーカー(充電式)1件、電動バリカン(充電式)1件) | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
該当案件なし | |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A201900195を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：加藤、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204(直通)

FAX：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100549	令和3年10月6日	令和3年10月22日	ガストーチ	920	Greed Factory株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品に点火したところ、当該製品から出火する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900195	平成31年2月13日	令和元年6月17日	スピーカー(充電式)	CHARGE 2PLUS GRAY JN	ハーマンインターナショナル株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、製品内部から発煙する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セル内部に異常発熱が生じて出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱が生じた原因の特定には至らなかった。	新潟県	令和元年6月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100550	令和3年6月5日	令和3年10月22日	電動バリカン(充電式)	なし	合同会社チエルシー (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を溶融する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	令和3年9月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月11日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

該当案件なし

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

スピーカー（充電式）（管理番号：A201900195）



電動バリカン（充電式）（管理番号：A202100550）

